

男女の賃金の差異	
全労働者	58.0%
正規	73.8%
非正規	39.6%

対象期間：令和6年度（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

賃金：基本給、諸手当、賞与等を含み、退職金、通勤手当は除く。

正規：期間の定めがない職員、嘱託職員を含む

非正規：パートタイマー、アルバイトを含む。派遣は除く。

※非正規については、フルタイム労働者の所定労働時間（160h/月）をもとに  
人員数の換算を行っている。

差異についての補足説明：

正規、非正規ともに、給与水準の高い医師に男性が多いいため、格差が生じていると考えられる。

参考：

男女の賃金の差異 (医師を除く)	
全労働者	85.4%
正規	86.2%
非正規	110.6%